KENPO DAYORI
健保だより
西武健保ホームページからもご覧になれます。http://www.seibu-kenpo.or.jp
No.1095
2023.1.19
西武健康保険組合

「年間医療費のお知らせ」をお配りいたします

皆さまに健康や医療費に対する理解を深めていただくため「年間医療費のお知らせ」（令和４年１月～10 月診療分）を１月下旬に会社を通してお配りいたします。「年間医療費のお知らせ」には、ご自身とご家族の受診状況（入院・通院・歯科・医科）や医療機関名（一部記載がない場合あり）、診療年月、診療日数、医療費、本人負担額等が記載されています。これまでの診療履歴と比較することで、健康状態を維持できているのかなどを確認することができます。

また、記載内容に誤りがないか、医療機関から発行された領収書と照らし合わせてご確認ください。病気やけがの治療を受けたときにかかる医療費は、国が定めた基準に基づいて全国どの病院でも一律に決まります。ところが、みなさんが病院の窓口で支払う金額は自己負担分のみで済むため、実際にかかった医療費がいくらだったのか、意識しにくい仕組みとなっています。

そこで、みなさんが支払った医療費や健保組合が負担した費用などを知っていただくことも「年間医療費のお知らせ」をお配りする目的のひとつです。

確定申告で医療費控除の適用を受ける方へ

①申告時に所轄税務署に提出する「医療費控除の明細書」の添付書類として、「年間医療費のお知らせ」を利用することもできますが、個人情報保護の観点から一部の医療機関名などは記載しておりません。補完記入および領収書の保管が必要となります。
また、記載されているのは1月から10月診療分までです。11、12月分は「医療費控除の明細書」（国税庁ホームページより入手）へ領収書に基づき別途記入してください。
※別紙の記入例を参照してください。

②記載内容は西武健保の被保険者・被扶養者の健康保険扱い分のみです。それ以外に申告できる医療費があるときは、領収書に基づいて申告してください。

③医療費通知情報をデータにて取得したい場合は、マイナポータルよりできます。
「マイナポータル連携」の詳細は国税庁のホームページをご覧ください。

▶ 確定申告についての詳細は国税庁の確定申告特集ホームページ
https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tokushu/iryouhikoujo.htm を参照してください。

【個人情報の取扱いについて】

世帯主様宛に、世帯全員の医療費通知をお送りすることは、個人情報の第三者提供に該当しますが、事前に加入者全員の意向を確認することは困難なため、ご本人様から同意しない旨の連絡がない場合は、同意いただいたものと判断します。
なお、同意されない方、ご相談を希望される方は、理由を文書に記載し当健保組合へお申し出ください。

「年間医療費のお知らせ」の**再発行はできません**ので、大切に保管してください。

「ジェネリック医薬品をお使いいただくために」をお配りいたします

　ジェネリック医薬品をお使いいただくことにより薬代を減らせる方に「ジェネリック医薬品をお使いいただくために」を1月下旬に会社を通してお配りいたします。

　こちらは病院や薬局などから送られてくる診療報酬明細書（レセプト）をもとに“令和3年11月～令和4年10月に処方されたお薬にどのようなジェネリック医薬品があるのか”そして“それを利用すると薬代をどれくらい減らすことができるのか”についてご案内しております。届いた方はもちろん、届かない方も、ぜひこの機会にジェネリック医薬品への切り替えにご理解･ご協力をお願いいたします。

ジェネリック医薬品に切り替えていただくことで、皆さま一人ひとりの薬代の負担が減り、ご家庭での医療費の節約に役立つだけではなく、西武健保の医療費の削減にもつながります。

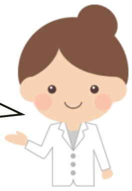

安くて安心して使える薬「ジェネリック医薬品」ってなに？

　「ジェネリック医薬品」とは、**新薬（先発医薬品）と同じ効能のある“後発医薬品”のことです。**
薬の研究開発には長い年月と莫大なコストがかかっているため、開発したメーカーの独占的な製造・販売が特許により保護され（特許期間は20～25年）、価格も高く設定されています。この特許期間が切れたあとに、新薬と同じ有効成分でつくられる薬が「ジェネリック医薬品」です。

　現在、製造・販売されているジェネリック医薬品は、国の厳格な審査を受け、承認されたものですので、安心してお使いいただくことができます。

「ジェネリックを使ってみたいけど、効果が心配…」という場合は、**「お試し調剤」**を受けることもできます。「お試し調剤」とは１回に処方された薬を２回に分けて受け取ることができる制度です。１回目をジェネリックで短期間分調剤してもらい、問題がなければ２回目もジェネリックへ切り替え、万が一、体に合わなかった場合は、２回目は新薬に戻すことができます。「お試し調剤」を希望するときには、調剤薬局で薬剤師に相談してみましょう。

ジェネリック医薬品はどれぐらいの人が使っているの？使用するには？

　ジェネリック医薬品は多くの人に使われており、2021年度の西武健保加入者の使用率は75.7%でした。使用するには、診察時に医師へジェネリック医薬品を希望することをお伝えください。処方せんの「変更不可」欄に印がなければ、調剤薬局で薬剤師に相談することで変更してもらうこともできます。

　症状や薬の種類によっては、ジェネリック医薬品が使えない場合や、在庫がないこともありますので、医師や薬剤師の指示に従ってください。

服用している薬にジェネリック医薬品があるか知りたいときは？

　西武健保ホームページのトップページに『くすり検索』機能があります。服用している薬を検索すると、その薬が新薬なのかジェネリック医薬品なのかがわかり、新薬であれば、どんなジェネリック医薬品があるのか調べることができます。また、その薬の海外での評価や、妊娠時服用の安全性などについても調べることができます。

くすり検索

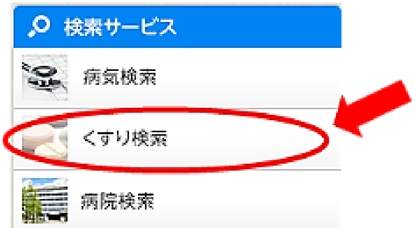

西武健保ホームページ

（パスワード：06110779）